

# 新座市公立保育園の災害時等における臨時休園等のガイドライン

令和5年8月1日策定

## 1 目的

台風、集中豪雨、地震等の自然災害発生時（以下、「災害時等」という。）により、人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合に、児童、保護者、保育従事者等の生命と安全を守るため、新座市内の公立保育園における臨時休園等の対応についてガイドラインを策定するものである。

## 2 対象施設

本ガイドラインの対象は、市内の公立保育園とする。

## 3 臨時休園の基準・対応

災害時等における臨時休園の基準及び対応については、下記のとおり定める。

### 【 風水害の場合(台風、集中豪雨等) 】

#### (1) 臨時休園連絡の流れ

① 市は、本ガイドラインに基づき、避難情報等が発令された各地区の園の臨時休園を判断し、該当する園へ連絡する。

※ 災害の状況等により、市からの臨時休園連絡が間に合わない場合は、園は、市のホームページ等により避難情報を確認の上、本ガイドラインに基づき、臨時休園を判断することができるものとする。その場合は、市に速やかに臨時休園の報告をするものとする。

② 園は、保護者へ臨時休園をメール等で連絡をする。

#### (2) 臨時休園の基準と対応

警報レベル及び 避難情報等	登園前	登園後
警戒レベル5 (気象庁が発令) 緊急安全確保 (市が発令)	臨時休園 ①午前6時の時点で臨時休園を判断	速やかに児童を避難所へ避難させ、又は降園させ、その後に臨時休園とする。
警戒レベル4 (気象庁が発令) 避難指示 (市が発令)	②午前10時の時点で安全が確保できれば、午後の保育から再開 (この時点で安全が確保できなければ、その日	
警戒レベル3		

(気象庁が発令) 高齢者等避難 (市が発令)	は1日臨時休園)	
------------------------------	----------	--

※ 上記基準によらず、総合的な判断により園の臨時休園を決定することがある。

### (3) 園の対応

#### ① 登園前

市からの連絡に基づき、登園前までに保護者へ連絡する。

#### ② 登園後

市からの連絡に基づき、原則、事前に保護者へ周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、他の避難所や園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。

保護者へ状況を連絡するとともに安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えを依頼する。ただし、保護者のお迎えや園児の引渡し危険な場合には、安全な状況になってからの対応とする。

### (4) 保育施設等の再開の基準・対応

災害発生後については、次の事項等を確認しながら、安全に配慮し、保育を再開する。

#### 【確認事項】

- ・施設の安全の確保
- ・施設周辺の安全の確保
- ・ライフラインの状況（電気・水道・ガス・通信・交通等）
- ・職員体制の確保
- ・給食の提供（一時的に弁当持参などを検討）

### (5) 再開連絡の流れ

- ① 市は、本ガイドラインに基づき避難情報が解除されたときは、園に施設の再開を連絡する。ただし、災害の状況によって、市から避難情報解除の連絡が間に合わない場合は、園は、市のホームページ等から避難情報解除の情報を入手し、上記確認事項をチェックした後、再開する。
- ② 園は、上記確認事項を確認し、安全に保育をできる状況を確認した上で、園を再開する旨を市に報告する。
- ③ 園は、保護者へ園の再開をメール等で連絡する。

## 【 地震の場合 】

### (1) 臨時休園連絡の流れ

- ① 登園前に市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園は、本ガイドラインに基づき、市に連絡した上で、臨時休園するものとする。  
※ 園は、災害等の状況等により、市に連絡がとれない場合は、市内の震度等を確認の上、本ガイドラインに基づき、臨時休園を判断することができるものとする。その場合は、市に速やかに臨時休園報告をするものとする。
- ② 園は、保護者へ臨時休園をメール等で連絡をする。

### (2) 臨時休園の基準と対応

震度	登園前	登園後
震度5弱以上の地震	地震があった当日は、臨時休園とする。 その後、施設等の安全確認をし、安全に保育することが可能と判断される場合は、保育を再開する。	速やかに園児を避難所へ避難させ、又は降園させ、地震当日は、臨時休園とする。 その後、施設等の安全確認をし、安全に保育することが可能と判断される場合は、保育を再開する。

### (3) 園の対応

#### ① 登園前

市に事前連絡後、保護者へ臨時休園の連絡をする。

#### ② 登園後

市に事前連絡後、原則、事前に保護者へ周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、他の避難所や園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。

保護者へ状況を連絡するとともに安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えを依頼する。ただし、保護者のお迎えや園児の引渡しが危険な場合は、安全な状況になってからの対応とする。

### (4) 保育施設等の再開の基準・対応

災害発生後については、次の事項等を確認しながら、安全に配慮し、保育を再開する。

#### 【確認事項】

- ・施設の安全の確保
- ・施設周辺の安全の確保

- ・ライフラインの状況（電気・水道・ガス・通信・交通等）
- ・職員体制の確保
- ・給食の提供（一時的に弁当持参などを検討）

#### (5) 再開連絡の流れ

- ① 園は、上記確認事項に基づき、ライフラインの状況や設備の被害状況等を含めた施設の確認を行い、安全に保育ができる状況と職員体制の確保を確認した上で、市に報告し、その後、施設の再開を行うものとする。
- ② 園は、保護者へ園の再開をメール等で連絡する。

#### 4 代替保育

市は、災害時に勤務を要する社会的要請が強い医療関係等の職種に従事する保護者の児童に対して、児童、保護者、保育従事者等の安全に留意した上で、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合、代替保育施設における保育の実施に努めるものとする。

#### 5 保護者への事前周知

市は、本ガイドラインを、市ホームページに公表するとともに、園の入園説明会等で保護者に事前に周知し、市のメール配信サービスへの登録を促すなど、災害時の対応について理解を得るものとする。

#### 6 その他の計画等との関連

園は、本ガイドラインや新座市地域防災計画などを参考にしながら、関連マニュアル、運用指針などを適切に整備し、職員間で共有するとともに、災害時の対応について保護者と共有するものとする。